

社団法人 町田法人会報



平成2年. 1. No. **32**



年頭のご挨拶



社団法人町田法人会会長 三橋 忠正

新年あけましておめでとうございます。

輝やかなしい平成2年の新春を迎え、会員の皆様のご健勝とご繁栄を心からお慶び申し上げます。平素は当法人会の運営に格別のご支援、ご協力を頂き誠にありがとうございます。また町田税務署櫻井署長を始め幹部の方々、署員の皆様の温かいご理解と適切なるご指導を賜わり心よりお礼を申し上げます。

さて昨年の当法人会の事業活動を振り返って見ますと、地区別研修会、各種説明会、簿記講習会、或は拡大役員研修会、公開講演会等、並びに各部会活動も初期の目標を大巾に上廻った成果を収めることが出来ました。

また、昨年10月11月にかけて東法連傘下の法人会が行った会員増強月間における当会の成果も大変顕著なものがあり、例年にも増して活発な事業活動を展開する事が出来ました。これも偏に理事の方々はもとよりのこと、各地区会長、支部長、班長の皆様のご尽力の賜

と深く感謝申し上げます。

この陰には町田税務署のご支援を始め、税理士会町田支部の諸先生方のお力添えを忘れることは出来ません。心より厚く御礼を申し上げます。

さて本年は例年の事業活動を更に活発に展開することはもとよりのことでございますが、たまたま町田法人会創立40周年並びに社団化10周年の節目の年に当たります。会の総力を結集しこの記念行事を盛大に挙行し先輩諸氏が築かれた40年の土台の上に、更に町田法人会の一大飛躍、充実を願う所存でございます。

何卒会員の皆様方の倍旧のご支援ご協力をお願い申し上げますと同時に、町田税務署並びに税理士会町田支部の皆様のご指導とお力添えを心よりお願い申し上げます。

終りに本年は皆様方の幸せな年であります事を心に念じ乍ら年頭のご挨拶と致します。

新年おめでとうございます

副会長 石井 儀一

副会長 鈴木 英正

理事代表 八木下 正男

目

次

年頭のご挨拶(会長・署長) ……………	2・3
平成元年度納税表彰 ……………	4
税を知る週間行事・公開講演会報告 ……	6
平成元年度会員増強報告 ……………	8
法人税問答シリーズ ……………	9
部会だより ……………	12
委員会よりお知らせ ……………	16

マイホームを売ったときの税金は? ……	18
我が地区会 (鶴川第2・原町田第2地区会) ……	19
俳句・短歌欄 ……………	20
税務署からのお知らせ ……………	21
事務局だより ……………	22



年頭のご挨拶

町田税務署長 櫻井 保

明けましておめでとうございます。

平成二年の年頭に当たり、社団法人町田法人会会員の皆様に謹んで新年のお祝いを申し上げます。皆様には、平素から税務行政につきまして深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴法人会におかれましては、昨年は地区別の消費税研修会をはじめ各種の説明会、講演会等会員のニーズに応じた事業活動を積極的に展開され、申告納税制度の普及を図り、円滑な税務行政と企業経営の健全な発展に貢献されるなど公益法人としての使命を十分に尽くされていることに心より敬意を表する次第でございます。

本年は、町田法人会の創立40周年・社団化10周年という節目の年を迎えられるわけですが、これを機に町田法人会が更に発展されますことを祈念いたしております。

さて我が国の経済は、好調な設備投資や堅調な個人消費に支えられ安定した成長を続けており、人手不足・為替の動向等懸念材料はあるものの、引き続き景気は拡大局面にあります。

また税制面におきましては、1 昨年 of 税制改革に基づき昨年4月1日から消費税が実施され、10月2日より申告が始まりました。

その後の申告状況を見ますと、課税事業者から順調に申告書が提出されており、事業者間においては消費税は円滑に定着しつつあると考えられます。

税制改革を契機として、国民の税に対する関心はかつてない高まりを見せており、課税の公平確保に対する期待は従来にも増して高まっております。このような状況の中で、私ども税務行政に携わるものとしたしましては、永い間法人会の皆様方とともに培ってまいりました信頼関係をより強固なものとしたしまして、適正公平な課税の実現に向けて最大限の努力を払っていく所存でございます。

法人会の皆様方にはなお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

終りに、社団法人町田法人会のますますのご発展と、新しい年が会員の皆様方にとりましてご健勝で、ご事業がご繁栄される年でありますよう祈念いたしまして新年のご挨拶といたします。

新年おめでとうございます

副署長

佐藤 公彦

法人税第一部門統括官

須田 靖

法人税第三部門統括官

東山 幸次

総務課長

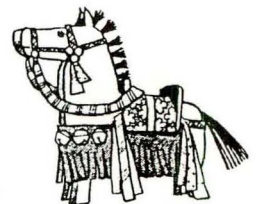
木谷 聖三

法人税第二部門統括官

植野 浩幸

法人税第一部門上席指導官

野崎 肇



平成元年度納税表彰式で 3名が栄えある受彰

平成元年度、町田税務署長納税表彰式は平成元年11月7日、町田市民ホールで関係団体多数参列のもとに行われました。

当日受彰された方は、本会役員を含む9名の方々と、櫻井税務署長からそれぞれ表彰状または感謝状が贈呈されました。

本会役員で受彰された方をご紹介致します。



平成元年度の納税表彰受彰者は9名。法人会より3名の方が表彰状と感謝状を受けられた。

[表 彰 状]

株式会社 町田中央建設

老 沼 和 夫



昭和58年、当会地区幹事を経て、同理事に就任、以来、会員増強運動に積極的に参画し、組織の充実強化に努め、昭和62年5月、地区会長及び常任理事に就任、忠生・堺地区の中心的な存在として同地区会をよく取りまとめるなど、納税道義の高揚に寄与した。

[感 謝 状]

株式会社 協和精密工業

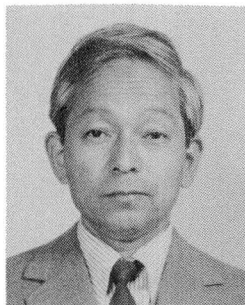
石 川 光 男



昭和57年、当会理事、昭和62年、同常任理事及び忠生第2地区会長に就任、以来、会の運営に積極的に参画し、組織委員、会員増強委員を兼務して、当会の組織の拡充、会の育成、強化を図るなど納税道義の高揚に寄与した。

愛洋商事 株式会社

石 川 洋一郎



昭和47年、当会理事に就任、以来、積極的に会活動に参画し、この間研修副委員長として会員の税知識の普及に努め、平成元年、常任理事に就任、厚生委員長及び共済制度連絡協議会委員長として会の発展に貢献するなど、納税道義の高揚に寄与した。

鈴木副会長が東京国税局長表彰を受彰

平成元年度東京国税局長納税表彰式が平成元年11月1日、東京・芝の東京プリンスホテルで行われました。東法連関係では、17名の方が受彰の栄に浴されましたが、当法人会では、鈴木副会長が受彰されました。



[東京国税局長表彰]

株式会社 鈴加

鈴 木 英 正

昭和44年、当会の副会長に就任、以来一貫して会の組織の充実、強化及び事業活動の推進に優れた指導力を発揮されている。

また、次代の婦人層の組織化に力を入れるため婦人部会発足に尽力し、昭和56年、婦人部会が結成され、会を発展させる大きな原動力となっている。

更に、会活動を通じて適正申告の実現と納税道義の高揚に多大な貢献したものである。

受彰歴

昭和55年 町田税務署長感謝状

昭和57年 町田税務署長表彰

俵孝太郎氏講演

「当面の政局と経済展望を語る」を開催

例年、税を知る週間行事として法人会が主催する公開講演会は、今回政治評論家、俵孝太郎氏をお迎えして、去る平成元年11月14日相模原市のラポール千寿閣において開催されました。

講演は、講師俵氏の説得力のあるお話で、この日参加した212名の聴取者に強烈なインパクトをあたえたに違いありません。

開催に先立ち、ご来賓の町田税務署長櫻井保殿のご挨拶の中で、「税を知る週間」は昭和29年、当初「納税者の声を聞く旬間」ということで出発し、昭和49年に至って現在の「税を知る週間」になりました。目的は、納税者に税を身近なものとして認識してほしいと云うことで、例年催しています。

今年のテーマは、「暮らしと税」で、税と云うものは市民生活の上で必要な会費ですと述べられた。

（俵孝太郎氏講演要旨）

今、政治の焦点は消費税の問題である。消費税の「廃止か見直し」と言うことを巡って、与野党の攻防が行われており、先の参議院選



2時間を越える講演は、大変な熱演だった。



挙では、皆様のご存じのような結果となった。このままだと、今年の暮れの予算編成を経て、おそらく来年の1月には衆議院が解散され、2月25日の日曜日には投票が行われるだろう。

そう言った中で、残念ながら正確な知識が世の中にはもたれていない。知識は無いが、欲ばかりがしっかり発達している輩らがこの日本国には溢れている。

どうやら日本国は間違った方向に向きつつある。

〔40年前と今〕

40年前、日本は世界一貧乏だった。福祉など無かった時代。そう云う時、戦争に負けて食うや食わずの時に今の憲法や税制は出来た。

今の日本は、世界一豊かな国になっている。世間はグルメブームだ。ところが、そう云うような状況の中で、政策はちっとも変わっていない。

だが世界は、「日本は金持ちになった。

だから日本も、世界と同じような格好でなければならぬ」と言っている。それはそうだ。例えば私達の身近に、40年前は貧乏だったから、税金を払わなくても良かったと言う人がいる。しかし、40年経って金持ちになっても、「40年前に税金は、払わんでもいいと言われてたから払わない」と言ったら、誰だって怒るだろう。

[そして、今世界では]

ヨーロッパ共同体 (EC) は、あと3年後一つの経済組織になる。これは一体どう言ったことか、分かりますか？

「ヨーロッパを一つの家にして、用が足りるものは、俺達の中で共通のルールを作ってやっていこうよ」と言うことは、別の言葉で「日本から物買わない」と言うことです。

アメリカとカナダは、去年、10年後にECと同じ様に経済統合しましょうと約束した。これも、「日本から物買わない」と言う話だ。

中国とソ連は、30年喧嘩してきたが、今年の5月天安門広場の事件の直前、ゴルバチョフが北京にいて握手をしている。

世界中が日本に対して、「こいつは貧乏人のような顔をして、いつの間にか金を溜めて、輸出してドルを稼いでいる。こんな奴を相手に出来るか」といっている。

皆さん、世界全部を敵に回した40年前と今どこが違いますか。帝国陸軍があれば勝ち続けると思っていたあの頃と、輸出すれば勝てると思っている今と、どこが違いますか。

[世界が怒るわけ]

世界が怒る理由はまだある。日本に外国の店や工場はあるか？答えは、「NO」だ。では何ぞ店が出せないか、不公平だ。

税制だって同じだ。なぜ法人税を引き下げない。世界中法人税の引き下げ合戦をやっているなら、日本も下げたらいいじゃないか。世界中所得税の公平化をやっているのなら、

日本もやったらいいじゃないか。世界中が消費税を導入しているのだから、日本も導入すればいい。

ヨーロッパ大陸で、消費税が無いのはスイスだけです。しかしあの国の銀行は、金を預けても年1%づつ手数料を取っていきます。そう言った経済態勢であり、また世界最大の武器の輸出国家ですよ。

ヨーロッパの福祉国家、スウェーデン、ノルウェー、デンマークの北歐三国は、消費税がだいたい23%。イギリス15%、フランス18%。10%以下の消費税なんて滅多に無い。

3%が高いと言うが、私が100分話すうち70分が税金と言うときがあった。今年は35分が手取りで残り税金。ひどいときには、7分が手取りで残り93分が税金と言うときがあった。

93%取られていた税金が、65%に下がって、それで、3%の消費税だったら「バンバンザイだ」と思ったら、世間では、これを金持ち優遇と言うのだそうだ。冗談じゃない。

それでも、世界全部がそうなら文句はない。しかし、世界の税制は変わってきている。その証拠に世界中に消費税がある。

80年代、世界の法人税はだいたい50%代だった。今アメリカは40%、イギリス35%、フランス39%。他に所得税と健康保険で50%、あとは、消費税と言うことになっている。

世界中が、今までの税制ではやっていけないから税制を変えているのに、日本だけ時代遅れの事をやっている。

世界中が、日本には、これ以上勝手なことはさせないぞと言っているときに、世界を相手に喧嘩を売っても勝てるわけが無いんですよ。

もうここまできたら、日本が国際社会に合わせるしかないんです。日本は、十分に我がままを言って、十分に金を溜めているのです。

国際経済の中からはみ出しては、これからの日本は成り立たなくなってしまうのです。

平成元年度会員増強運動について

会員増強特別委員長 金子 仙太郎

会員のみなさま、常日頃法人会に対しご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、平成元年度の会員増強月間の開始にあたり、9月14日開催の理事会において、「本年度の会員増強運動においては、各地区会の加入率に相当のひらきがあるので、地区会の最低目標をかかげて運動を展開する」との決定に基づき、同月30日会員増強特別委員会を開催して、

1. 各地区会ごとの運動を強力に展開
2. 低加入率地区会への本部役員の応援
3. 青年部会、婦人部会との連携
4. 新設法人設立ラッシュを再確認し常に会員増強が必要

等を探択確認のうへ増強月間に突入しました。

各地区役員のご努力により、会員数は左記図表のとおり、それぞれ成果を得、前年に比し、はっきり増加いたしました。新設法人設立ラッシュの当会は、運動月間にこだわらず、常時組織委員会を筆頭に、各地区会においても新設法人を追跡し、会員獲得のための勧奨を実施しております。今後とも当会の組織基盤強化と、会発展のため会員のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

	A 昭和63年11月末会員数		B 平成元年11月末会員数		B/A
	100		200		
原町田第一	A-237		B-246		103.4
原町田第二	A-223		B-238		106.7
森野	A-249		B-271		108.8
町田北第一	A-264		B-272		103.0
町田北第二	A-241		B-247		102.5
南第一	A-192		B-214		111.5
南第二	A-208		B-227		109.1
南第三	A-159		B-183		115.1
南第四	A-118		B-143		121.2
鶴川第一	A-162		B-168		103.7
鶴川第二	A-179		B-201		112.3
鶴川第三	A-121		B-126		104.1
忠生第一	A-151		B-165		109.3
忠生第二	A-129		B-149		115.5
忠生第三	A-154		B-162		105.2
堺第一	A-86		B-92		107.0
堺第二	A-92		B-107		116.3
計	A 2,965		B 3,211		108.3

印刷の事なら おまかせ下さい。

信用と技術で20年

トキワ美術印刷有限公司

代表取締役 菅野昌行

本社・工場 東京都町田市山崎町1205番地

TEL 0427-28-5411(代)

FAX 0427-28-5413

大和営業所
(プリントショップ部)

神奈川県大和市中中央2-5-5

TEL 0462-64-4437(代)

FAX 0462-64-4439

法人税問答シリーズ

1. 役員にも歩合給と超勤手当を支給する場合
2. 事業年度の途中で役員報酬を増額する場合



(役員の超過勤務手当について)

社長「我社の新製品の売り上げはなかなか好調だね。取締役営業部長自ら夜遅くまで得意先を回っているそうだし、彼にも残業手当を支給してあげたいが、役員に対する超過勤務手当は報酬と賞与のどちらになるのだろうか」⁹ -

経理部長「そうですね、役員に対して支給する超過勤務手当については、使用人兼務役員に対するもので使用人と同一基準により支給されるものは、賞与としないで報酬として取扱われます。しかし、この場合の使用人兼務役員の超過勤務時間は、使用人としての職務に係る超過勤務時間に限られることになります」

社長「使用人兼務役員でない役員に支給すると賞与となるのかね」

経理部長「そうです。これは役員は株主から委任を受けて会社の業務を執行していることから使用人のような時間的拘束がないので、超過勤務手当を支給する必要がないわけです。これに対し、税務上使用人兼務役員として認められる役員は、使用人としての職務にも従事しているからです」(基本通達9-2-15)

(役員歩合給について)

社長「ところで販売に従事している役員については歩合給制度を導入したいと思うが、役員に歩合給を支給したら税務上の扱いはどうなるかね」

経理部長「役員に対して支給する歩合給については、その金額が使用人に対する歩合給の算定基準と同一の基準によって算定されているものであれば、その支給額は報酬として扱われます」(基本通達9-2-15)

社長「役員の部下である使用人の販売実績等の合計額を基礎として、歩合給の名義で役員に金銭を支給したらどうなるかね」

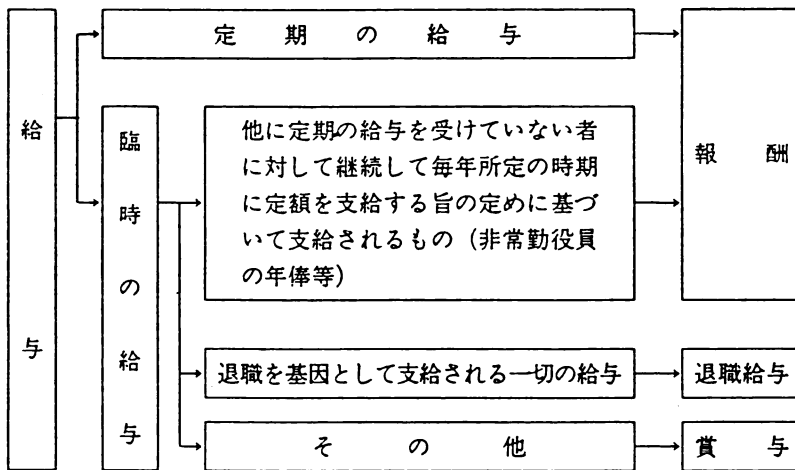
経理部長「その場合は使用人と同一の基準によっていることにはなりません。役員に歩合給を支給する場合は、その役員だけの販売実績等を基礎として算定しなければなりません」

(役員報酬と賞与の区分)

社長「税務上役員報酬と賞与の区分はどうなっているのかね」

経理部長「報酬か賞与かの区分は、それが定期的給与であるか臨時的な給与であるかによって

判断することになります。定期の給与とは、原則として、あらかじめ定められた支給基準に基づいて、月以下の期間を単位として定期的に反復または継続して支給される給与をいいます。したがって、その支給形態が臨時的なものであれば役員賞与として損金不算入とされます」



社長「事業年度の途中で役員報酬を増額するには、臨時株主総会を開催して決議すればいいの
かね」

経理部長「臨時株主総会の決議で役員報酬を増額することができます」

社長「我社は定時総会で役員報酬を増額しなかったことでもあり、臨時株主総会を開催し、期
首まで遡及して役員報酬を増額する決議を行ない、既に支給した金額と増額後の支給額と
の差額を一括して来月支給しようと思うんだが」

経理部長「期の途中で役員報酬の支給限度額が増額された場合には、その増額があった日以後
における支給限度額は、その増額後の金額によることになります。しかし、期首に遡及し
て、既往の支給額と増額後の支給額との差額を一括支給した場合、形式的には報酬とされ
ますが、実質的には臨時の給与であるため、役員賞与とされます」

社長「株主総会の決議に基づいて支給したのに報酬とならないのかね。期首にさかのぼって報
酬の増額分を支給できるということを聞いたことがあるが」

経理部長「それは定時総会の話です。役員報酬の支給額の増額改定の決議は、通常、定時総会
で行なわれますが、これは当期の開始から2か月又は3か月後になります。このため既往
の支給額と増額後の支給額との差額を一括支給した場合は、原則として役員賞与として扱
われますが、その増額の決議が通常定時株主総会で行なわれているという事情から、例外
的に、定時株主総会時から期首に遡及して一括支給した場合に限り、報酬として取扱っ
ているものです」(基本通達9-2-9の2)

消費税のQ & A

Q. 土地造成費及び土地売買仲介手数料に係る課税仕入れについて、個別対応方式による仕入控除税額の計算はどうなりますか。

A. その仕入時における土地の利用目的に応じて、次のように課税用、非課税用、共通用に区分されます。

仕入れ時の利用目的	課税用	非課税用	共通用
① 自社ビルの建設をする土地			
イ 事業者が課税売上げのみの業務を行っている場合	○		
ロ " 非課税売上げのみの "		○	
ハ " 課税・非課税売上げの "			○
② 貸ビルの建設をする土地	○		
③ 分譲マンション(土地付)の建設をする土地			○

Q. 売掛金が銀行振込され、振込手数料を差引いた金額が預金に入金された場合の処理はどうなりますか。

(例) 請求金額 30,900円 (商品売上30,000円+消費税分900円)

振込手数料 824円 振込金額 30,076円

A. 税抜処理の場合

① 売掛金 30,900円 売上 30,000円
仮受消費税 900円

② 普通預金 30,076円 売掛金 30,900円

振込手数料 800円

仮払消費税 24円

税込処理の場合

① 売掛金 30,900円 売上 30,900円

② 現金 30,076円 売掛金 30,900円

振込手数料 824円

(注) 相手方の決済時の仕訳は 売掛金 30,900円 / 現金 30,900円

合成樹脂板の加工・各種機械彫刻

有限会社 藤田彫刻工業

東京都町田市真光寺町1378

☎ **0427 (35) 5140** (代)

FAX **0427 (35) 1344**

年末調整事務等説明会報告

源泉部会部会長 林 明宏

平成元年度分の年末調整事務等説明会は、去る11月15日より12月1日までの間に6ヶ所の会場で開催されました。

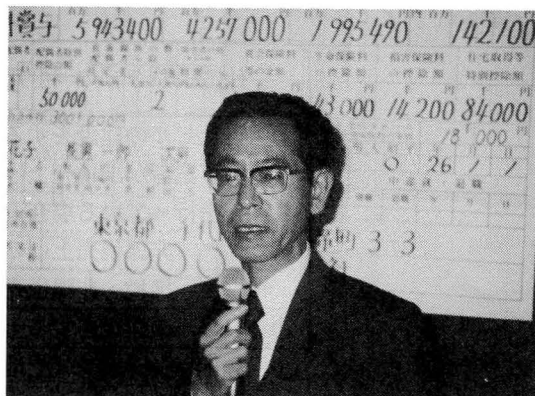
今年も大幅な税制改正が行われたことから各会場とも多数の方が参加され、中には補助椅子が必要になったところもあって期間中の受講者は690名と盛況でした。

町田税務署法人税・源泉所得税第一部門須田統括官が各会場とも冒頭の挨拶をされ、講師には資料事務関係、源泉所得税関係を須藤上席調査官、大鐘上席調査官はじめ各担当官がそれぞれ担当され、支払報告書関係については町田市役所税務部市民税課の榎本主任ほか各担当者によって説明が行われました。

昨年と比べて変わった主な点は、控除対象配偶者のパート（給与）収入金額が100万円以下まで認められることになったこと、配偶者特別控除の収入基準が緩和されることになったこと、通勤手当の非課税限度額が上げられたことなどがあります。

実施状況

① 11月15日（水）於 町田農協忠生支店



各会場とも100名以上の参加者があった。

参加者 90名

② 11月16日（木）於 南市民センター

参加者 120名

③ 11月17日（金）於 鶴川市民センター

参加者 50名

④ 11月21日（火）於 健康福社会館

参加者 170名

⑤ 11月22日（水）於 すみれ会館

参加者 120名

⑥ 12月1日（金）於 市民ホール

参加者 140名

関係者の皆様、ご苦勞様でした。

屋根瓦製造・販売・施工
松下電工株式会社代理店
日本工業規格表示許可工場

①丸川スレート株式会社

本社工場 町田市金森1-10-10 TEL(0427)22-2424

相続・贈与税シリーズ・パート5

相続贈与税のポイントについて研修

青年部会部会長 加藤 史朗

青年部会では、12月1日、町田税務署3階大会議室において相続贈与税の改正点関係について研修会を開催しました。

講師に町田税務署資産税部門の井田統括官をお願いして、「相続・贈与税のポイント」と題しました。

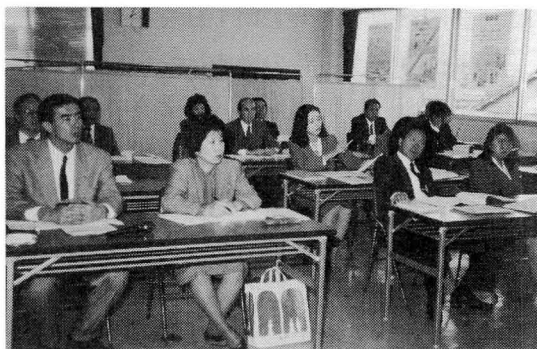
今回の税務研修会では従来どおりのテーマにもどり、相続開始前3年以内に取得等をした土地等又は建物等についての相続税の課税価格の計算の特例の創設について及び、同族会社の株式対策、不動産対策等の説明がおこなわれました。

第8回ゴルフ教室開催

青年部会副部会長 小峯 弘明

青年部会では、去る10月11日、第8回ゴルフ教室を開き部会員同志の交流を図りました。

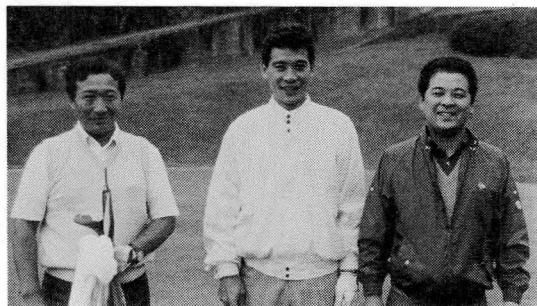
今回で8回目のゴルフ教室には、親会からの参加を含めて16名（5組）の方々が参加し、日頃の運動不足や、ストレスの解消に、また今後のこと（仕事）について、情報交換を交わすのには、大いに役立ったものと思われま



講師資産税部門井田統括官。

場所は、昨年と同じ平塚富士見カントリークラブで、朝9時12分にスタートしました。

当日はあいにくの雨模様でしたが、プレー終了後には懇親会を開催。なごやかなうちに散会しました。



当日は雨模様、優勝は藤原二郎氏。

見学研修会のお知らせ 「手づくりの日産自動車を見学」

青年部会では、平成元年2月6日茅ヶ崎市にある(株)オーテックジャパンをメインに「見学研修会」を開催します。

(株)オーテックジャパンとは、ユーザーの注文に応じて合法的に自動車を改造する等特殊車両を制作している企業です。他に麒麟シーグラムの見学もありますので奮ってご参加してください。

詳しくは、案内チラシまたは法人会事務局へお問い合わせください。

見学研修会に参加して・・・

婦人部会幹事 藤田 耀代

10月16日忍野八海とハム工場見学の婦人部研修会に参加し、楽しい1日を過しました。

車中指導官から昔の税の話を知りました。ずいぶん面白い税金もあったようです。明治初期からいろいろな時代を経、現在の税金の仕組みはよく出来ていると思います。

天候にも恵まれ、東名高速道路から見える富士山がだんだんと近づいて来るのを眺めながら、マウント富士に着きました。裾野まで

一望出来る部屋でゆっくりと昼食をいただきました。

山梨といえば武田信玄を連想しますが、風林火山の「人は生垣、人は城」という歌のように、会社経営もその通りだと思います。働く人、1人1人が希望を持って働き、各々の能力を十分に発揮出来れば、会社は発展するでしょう。会社は肥え、働く人もうるおい、互いに感謝して、且つ税金を払って社会に寄



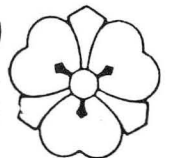
富士のふもと、鳴沢氷穴洞前にてのスナップ。

ご愛顧五十年
この道一筋
生菓子 中野屋



生菓子
中野屋

町田中央通り
☎ 0427(22)8484
FAX 0427(22)3556



与出来るよい職場でありたいものです。経営にたずさわる者は、そのようになるために責任と使命は重いものであると思います。

今回の研修は有意義であったと思います。終りに堤部会長はじめ役員の方々のお骨折りでよい研修会の企画をして下さり感謝して居ます。



野崎
上席指導官も同行。

秋の婦人部研修会開催

婦人部会部会長 堤 敏子

11月8日町田経理専門学校校長田後晴司先生の講演会をもつことが出来ました。先生と同じ町内におりましても個人的にはお会いする事もございませんでした。かって忠生地区の研修会の時にお話を伺い、今度は皆さんと一緒にその機会をもちたいと思っていました。開催に先立ち先生の「私の半生記」と題した本を一冊ずつ寄贈していただきました。

お母様を尊敬し、兄姉仲よくをモットーに苦労の中から努力され人との出会いを大切になされ、時の流れを見きわめ、現在の発展をとげられたと思います。経営者としての心構えはいただいた本にあります。その中に「攻撃こそ最大の防御なり、防御こそ最大の攻撃なり」の言葉もございました。現在中町に新館を建設中です。先生は、事業が安定したら社会へお返ししなければ生き残れないとも話

され一般の方にも貸したいとのことでした。

第2部は、新3号館のコミュニティーホールに場所を移し、「音楽と健康」と題して、ソニーファミリークラブの菅原氏のお話を伺いました。きれいな曲に感激しつつ、クラシック音楽と健康のリズムについてお話ししていただきました。

最後になりましたが、副署長、統括官、指導官の御出席、親会より小川組織委員長の御出席をいただき改めて御礼申し上げます。そして、水曜日にも拘らず50名近くもお集まり下さいました皆様、御苦労さまでございました。

古切手、たくさんのご協力ありがとうございました。さっそく、青梅の特別養護盲老人ホームの建設資金のために送らせていただきました。



昭和シェル石油

町田小山サービス・ステーション

車検、点検、保険、钣金、エアコン取付
お車の事なら何でもご相談下さい。

三樹石油株式会社

年中無休

☎ 0427-97-2892・2456

小山町959-1 小山小学校前

研修委員会 より お知らせ

平成元年度中級実務簿記講習会終了する

研修委員長 杉浦 信男

8月25日スタートした、第7回中級実務簿記講習会には30名の参加者を迎え、9回にわたって行われました。

そして10月20日には、会場となった町田商工会館2階会議室において終了式が行われ、受講終了者25名を代表して、安部則子さん(愛洋商事(株))が、石井副会長より終了証書を手渡されました。

当日は、法人税第一部門須田統括官と野崎上席指導官にご臨席を頂き、須田統括官よりごあいさつを頂きました。

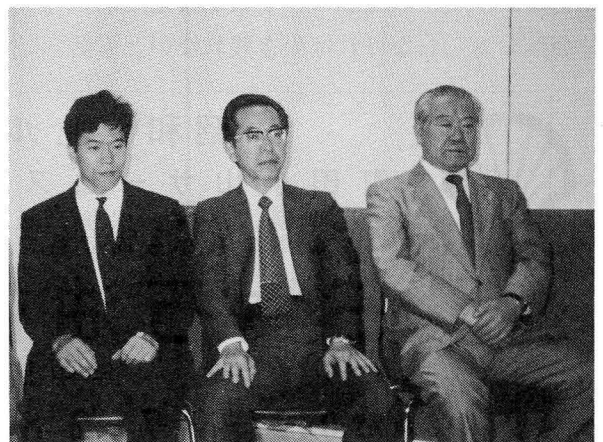
☆ この日、終了証書を無事に授与された25名の方々をご紹介します。 ☆

安部 則子 愛洋商事(株)
小林 徹男(株) イクシーラボ
須賀 幸子(株) オーディオテクニカ
田中 和恵(株) オーディオテクニカ
落合 恵美子 落合運輸(株)
稲垣 鐘浩(有) カー・アイランド

25名が無事に終了証書を授与された。



国重 俊子(有) 國重建設
小林 昇(有) 小林魚店
斎藤 玲子(有) 齋藤塗装店
伊集 利恵 山幸建設(株)
末吉 幸子 山幸建設(株)
斉藤 育子 三進電機(株)
仲嶋 祐鶴子 三進電機(株)
斎藤 明弘 東京産業(株)
加瀬 芳子 日本ビシエイ(株)
横須賀 範子 日本ビシエイ(株)
榎本 良子(株) ビッグウエスト
嵐田 雅子(株) 町田清掃社
山城 栄美子(株) 町田清掃社
桜井 紀世子(株) 町田ベイビ
三ツ澤 美代子(有) みつ澤
大角 洋子(有) ヤマガシズム生活実蹟地
生産物多摩供給所
山本 晴美(有) 山本産業
岩東 千恵子(有) 岩東工業所
左貫 育子(株) デンセイ



閉講式に臨席された石井副会長と須田統括官、野崎上席指導官。

厚生委員会 より お知らせ

健康管理は万全ですか？

厚生委員長 石川 洋一郎

このたび、町田法人会の人間ドック指定病院となりました多摩丘陵病院のご案内をいたします。

当院はその名の通り、多摩丘陵を眺望できる町田市下小山田の大変静かな日あたりのよいところにあります。外観はさほど、大きくみえませんが、中に入って見学させていただき、広さと、設備、スタッフの内容が、充実しているのがわかりました。急救を要する脳神経外科設備は最新鋭のレントゲンと外科設備。そして専門医が常時2名おります。眼科、外科の評判もよく遠くから治療にみえる方も多きときいております。リハビリテーションセンターは一見の価値があります。

さて、人間ドックですが、毎日を忙しく働き、つい健康管理がないがしろになってしまう経営者の方には、身近なところにこのような病院があることは、大変よいことだと思います。多忙な方には日帰りコースをおすすめいたします。余裕ある方は1泊2日コースで、細部にわたるチェックをされたらよいと思

います。当病院の特長は、運動中の心電図、血圧、呼気代謝をチェックし、疲労、ストレス等、健康の大敵をとり去るコースもあることです。健康はご自分で、管理するしかありません。まず健康の日をきめて、ご夫妻で健康をよろこびましょう。法人会員は料金が10%割引かれます。

●お申し込みは直接病院(☎0427-97-1512)か、法人会事務局(☎0427-26-2453)へお問い合わせください。



お米・日石灯油

最高級品 ジャット米取扱店

(有) 須崎米穀店

鶴川2丁目14-26 鶴川中央商店街

TEL 0427(35)5190

ご存知ですか？

マイホームを売った ときの税金

ー譲渡所得課税に特例がありますー

マイホーム(自己の居住用の土地や建物)を売った場合の譲渡所得については、「3,000万円の特別控除」、「軽減税率の特例」や「買換え(交換)の特例」がありますが、所得税の確定申告をするに当たっては、次の点にご注意ください。

◎「3,000万円の特別控除」、「軽減税率の特例」

マイホームを売った場合には、売った方と買った方の関係が親子など特別の関係がないなど一定の要件を満たすときは、「3,000万円の特別控除」の特例を受けることができます。

なお、昭和53年12月31日以前から所有していたマイホームで、買換え(交換)の特例の適用を受けない場合には、3,000万円の特別控除を差し引いた後の所得金額に軽減税率(所得金額4,000万円以下の部分10%、4,000万円を越える部分15%)を適用して所得税額を計算することができます。

◎「買換え(交換)の特例」

この特例を受けるためには、次に掲げる要件のほか一定の要件に該当しなければなりません。

せん。

① マイホームは、昭和53年12月31日以前から所有していたものであること。

② 父母又は祖父母がマイホームとしていたもので、これらの者から相続(遺贈)により取得したものであること。

③ 売った方が、30年以上の期間居住していたものであること。

◎ 特例を受けるには

所得税の確定申告書に、これらのいずれかの特例の適用を受ける旨を記載するとともに、住民票(除票)の写しなど、特例に応じた一定の書類を添付しなければなりません。

◎ なお、これらの特例の適用を受けたときは、「住宅取得等特別控除」の適用はありませんので御注意ください。

◎ 平成元年(昭和64年)分の所得税の確定申告は、平成2年2月16日から3月15日までです。

◎ 詳しくは、税務相談室又は税務署にお問い合わせください。(0427-28-7211)

(株) 総合図書

〒194-01

東京都町田市大蔵町433番地

TEL 0427 (35) 5069番

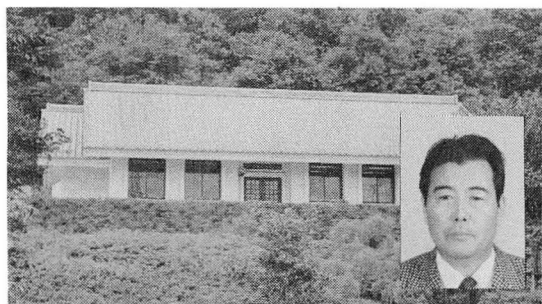
FAX 0427 (34) 2681番

三輪倉庫 町田市三輪町1733

TEL 044 (988) 7127番

我が地区会・・・鶴川第二地区会

地区会長 藤田 義徳



鶴川第2地区会は金井、野津田、小野路の3つの町から構成しています。今回、それぞれの町の名所旧跡を紹介します。

まず、金井町には、250年の伝統を持つ市無形文化財「金井の獅子舞」が催されます。

そして野津田の、薬師池のある薬師公園は市内最大の市民公園で、園内には12世紀末の

作薬師如来象を本尊とする真言宗福王寺薬師堂がある。薬師堂は、行気の開山と伝える市内最古の寺であります。

最後に小野路町には、江戸～明治期に及ぶ村政資料、日記類等の和漢蔵書6,000余点を所蔵する小島資料館があります。

我が地区会・・・原町田第二地区会

地区会長 小川 量司



我が地区は、JR町田駅、小田急町田駅両駅前の一等地にあり、町田市の玄関として、町田市の顔として重要な位置にあります。現在約160万の商圏人口を想定して来街者の受け皿としての町作りに懸命であります。いまや第2の新宿として、又青山、原宿、六本木に遜色のない町と云われております。こうした町田市の急激な商業発展に対抗すべく「相模大野駅周辺地区区画整理事業」による大規模な町作りを始め、京王線の橋本駅乗入による橋本地区の町作り、更に西門前通り商店街の再開発、あらたに新古淵駅前の大型店の進出計画等想像が出来ない程の急激な攻勢

が予想されます。今后近隣諸都市との都市間競争は熾烈を極めるものと予想いたします。

こうした活発な商業活動の多忙の中で法人会員加入率80%を維持できますのも支部長・班長等の努力の賜物であり今后共地区会役員と肩を組み手を握り合って、法人会活動に町の活性化の為に更に近隣諸都市との都市間競争に勝ち抜くために最大の努力を重ねて参ります。



俳句 短歌欄

(株)岩澤商会 岩澤 正義

盆梅を置き替へ 春を待つ心

ふつくらと 飛石抱いて 芝枯れぬ

柚子風呂の 柚子や はやはと握りみる

(株)町田電子計算センター

土方 いよ子

千歳飴 笑顔で仰ぐ 宮の屋根

五十路経し 友といで湯の 名残り月

(株)三興 渋谷 清

古い蟻螂 ゆるやかに 斧ひらけかす

枯れ枯れの 川浅くして 水騒ぐ

(株)堤ビル 堤 敏子

面会の許可なく昏るる 落葉みち
残り柿 幼な心の 空が澄む

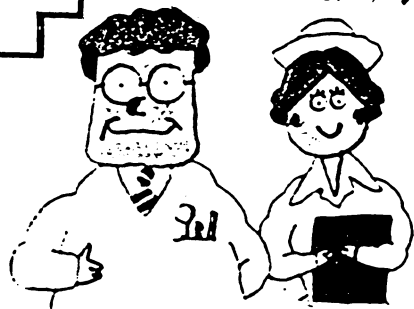
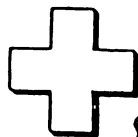
事務局 高屋 浩一

くちなしの 白く匂へり 窓の下

俳句へのお誘い

ご存知のように俳句は、五、七、五の十七文字から成る短かい詩と辞書にあります。ことしは芭蕉翁にちなみ毎日のようにテレビでとりあげられていました。時季のことばを入れて五、七、五と俳句してみてください。ハガキで事務局までお送り下さい。短歌についても同様です。どしどしお寄せ下さい。

係より



老人医療35年の経験を生かして
より良い老人医療を目指しております

老人病 内科 (276ベッド)

医療法人社団 芙蓉会 **芙蓉病院**

〒194 東京都町田市鶴間544
☎0427(95)2631

税務署からのお知らせ

◎ 確定申告はお早めに！

所得税の申告期間は2月16日（金）～3月15日（木）までです。

3月12日以降は大変混雑しますので相談、提出はお早めをお願いします。

なお、申告書の提出は郵送でも受け付けます。申告書の控えが必要な方は、返信用封筒と切手を同封してください。

☆ 申告が必要な方

1. 事業・不動産・利子・配当・雑所得などがある方で算出した税額が配当控除額よりも多い方。
2. 給与所得のある方で
 - 1) 給与等の金額が1,500万円を越える方。
 - 2) 2ヶ所以上から給与等の支払を受けている方。
 - 3) 1ヶ所から給与等の支払を受けている方で、給与以外の所得の合計額が20万円を越える方。
 - 4) 同族会社の役員等で、その同族会社から給与等のほかに貸付金利子、賃借料などの支払を受けている方。
3. 平成元年（64年）中に土地や建物等を譲渡した方。

◎ 還付申告は2月15日以前でも提出できます。

郵送される場合は、必要書類を必ず添付してください。

◎ 税務署の駐車場は1月22日～3月31日の間 使用できません！

付近一帯は駐車禁止のため、自動車でのご来署はご遠慮下さい。

◎ 税理士のニセモノにご注意を！

申告書の作成や税務相談ができるのは、正規の税理士に限られています。

◎ 税金の相談は税務相談室（分室）でお気軽に！

東京国税局	03 (216) 0511
新宿分室	03 (363) 2437
八王子分室	0426 (26) 5105
立川分室	2425 (26) 0655
武蔵野分室	0422 (54) 5251

なお、分室の所在地はいずれも税務署内です。

◎ タックスアンサーの電話番号

ダイヤル式	03-213-2222
プッシュ式	03-213-7777



事務局だより

「調査の対応策」「路線価図」など資料をご利用ください

会員のみなさま明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

会員のみなさまには常々ご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、税務調査について、多くの納税者はなにをどう調べられるのだろうと不安があり怖がっているように見えます。そこで、当会では、税務調査をわかりやすく項目別に取り上げ、法人税調査の着眼点と対応策を項目別に掲げてある

「 税務調査の上手な受け方。

－ 調査の着眼点と対応策－ 」

のビデオテープ（VHS）を用意しました。会員のみな様、ご活用下さい。

また、昭和64年・平成元年分相続税財産評価基準

1. 評価倍率表 2. 路線価図

がありますので、必要な方は当該地を指定していただければFAXまたはコピーして差しあげます。

表紙写真を提供しています

会報の写真は、昨年に取り続いて北村建築設計事務所の北村紀一さん（代表取締役）に提供をお願いしています。

今年は、季節にあわせた風景写真を主体にしてみました。30号では「夏の海」を31号では「秋の空とすすき」をお届けしています。

北村さんにはあと一回掲載をお願いしていますので、ご期待してください。

社 団 法 人 町田法人会会報 第32号

発 行 年 月 日 平成2年1月15日

発 行 所 社団法人 町田法人会

東京都町田市原町田3丁目4番4号

TEL 0427 (26) 2453 FAX 0427 (24) 5853

発行人 社団法人 町田法人会会長 三橋 忠正

編集人 社団法人 町田法人会 広報委員会

電気工事・総合防災設備・設計・施工

株式会社 千 葉 電 設

代表取締役 千葉平八

東京都町田市つくし野3丁目3番地56号

〒194 TEL 0427(95)3331(代表)

FAX 0427(95)4721

救急指定病院

多摩丘陵病院

急病の際はいつでも御来院下さい

診療科目

- | | | |
|-----------------|-------|--------|
| ■ 内科 | ■ 外科 | ■ 整形外科 |
| ■ 脳神経外科 | ■ 婦人科 | ■ 消化器科 |
| ■ 形成外科 | ■ 肛門科 | ■ 眼科 |
| ■ 鼻耳咽喉科 | ■ 歯科 | |
| ■ リハビリテーションセンター | | |

町田法人会 人間ドック指定病院

〒 194-02 東京都町田市下小山田町1491

☎ (0427) 97-1511 (大代)
(0427) 97-1512 (人間ドック直通)

時代のニーズにお応えして、
経営者の方々に安心をお届けいたします。

ガンバリ続ける経営者の意欲と行動力をバックアップします。

企業保障プラン^もタイプ

法人会の経営者大型総合保障制度

企業保障プラン・総合型Lは、
ガンバリ続ける経営者の意欲と行動力をバックアップします。



平均寿命を超えた長期保障

- 最高85歳までの長期保障、保険料は一定。
- 新規加入は74歳まで。

ワイドに充実した保障内容

- 入院は5日以上から保障。
- 手術、看護、入院・通院の治療にも安心。

大きな安心で応援します

- 最高3億円の大型保障。
- 海外での事故・病気も保障。
- 退職金、功労金などの財源確保。

中途でおやめになる場合でも、定期保険の解約払戻金
および積立配当金を受けとることができます。



引受会社 大同生命 A I U 保険会社

町田営業所／町田市中町2-2-5
TEL 0427-22-5756

八王子支店／八王子市東町7-3
TEL 0426-44-3151